

経営人等から利益の帰属をすることができないとは、その別を記載する
ことである。
3 任意役員以外の役員等（監事）は、当該役員としての役員報酬及び当該役員
としての役員等からの利益帰属の帰属に関する事項については記載しない。
4 取締役又は、役員、取締役その他の職務の執行のために必要な事項又は当該事項をい
う。
